（第４条第２号関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号

の規定いずれにも該当しない旨の申告

　　　　　　　年　　　月　　　日

臼杵市長　　　　　　　　　　　殿

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　電　 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号の規定のいずれにも該当しないことを申告します。

〈参考〉

* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年１２月２５日法律第１３７号）

第７条　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

５　市町村長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二　その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

　　　イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの。

　　　ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

　　　ハ　この法律、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１条第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者。

　　　二　第７条の４第1項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第１４条の３の２第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第１４条の３の２第1項第３号（第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に該当法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第１４条第５項第２号２において同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

　　　ホ　第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの。

　　　へ　ホに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの。

　　　ト　へに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの。

　　　チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

　　　リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第１４条第５項第２号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの。

　　　ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの。

　　　ル　個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの。

６　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受け

なければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる

一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

１０市町村長は、第６項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許

可をしてはならない。

一　当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

二　その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四　申請者が第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（法第７条第５項第４号へ、ト、ヌ及びルの政令で定める使用人）

法第７条第５項第４号へ、ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げる者の代表者であるものとする。

一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。